7　施行期日等

㈠　検討

(1)　政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第二条第一項関係）

(2)　特例給付の在り方について、(1)の結果に基づき、必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第二条第二項関係）

㈡　経過措置及び関係法律の整備

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇七号）の経過措置を平成二四年九月三〇日まで延長する他、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（改正法附則第三条～第三七条関係）

㈢　㈡に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとした。（改正法附則第三八条関係）

㈣　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法（法律第二五号）（復興庁）

1　総則

㈠　この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念（第二条関係）

(1)　原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれに起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆（きずな）の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

(2)　原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(3)　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。

(4)　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。

(5)　原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、福島の復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

2　福島復興再生基本方針

㈠　福島復興再生基本方針の策定等（第五条関係）

(1)　政府は、1㈡の基本理念にのっとり、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならないこととした。

(2)　福島復興再生基本方針には、福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項その他の福島の復興及び再生に関し必要な事項を定めることとした。

㈡　福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更について提案をすることができることとした。（第六条関係）

3　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

㈠　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(1)　避難解除等区域復興再生計画（第七条関係）

イ　内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画（以下「避難解除等区域復興再生計画」という。）を定めることとした。

ロ　避難解除等区域復興再生計画には、計画の意義及び目標、期間、将来的な住民の期間を目指す区域における復興及び再生に向けた取組その他避難解除等区域の復興及び再生に関し特に必要な事項を定めることとした。

ハ　内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県知事の意見を聴かなければならないこととした。

ニ　福島県知事は、イの申出をし、又はハの意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならないこととした。

(2)　土地改良事業の特例を定めることとした。（第八条関係）

(3)　漁港漁場整備事業に関する工事の特例を定めることとした。（第九条関係）

(4)　砂防工事の特例を定めることとした。（第一〇条関係）

(5)　港湾工事の特例を定めることとした。（第一一条関係）

(6)　道路に関する工事の特例を定めることとした。（第一二条関係）

(7)　海岸保全施設に関する工事の特例を定めることとした。（第一三条関係）

(8)　地すべり防止工事の特例を定めることとした。（第一四条関係）

(9)　河川に関する工事の特例を定めることとした。（第一五条関係）

(10)　急傾斜地崩壊防止工事の特例を定めることとした。（第一六条関係）

(11)　生活環境整備事業（第一七条関係）

イ　内閣総理大臣は、生活環境整備事業（避難解除等区域における公共施設等の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業をいう。）を、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができることとした。

ロ　生活環境整備事業に要する費用は、国の負担とすることとした。

㈡　課税の特例を定めることとした。（第一八条及び第一九条関係）

㈢　公営住宅法の特例等

(1)　災害公営住宅について、整備に係る補助の特例、入居者資格の特例並びに用途廃止及び譲渡の特例を設けることとした。（第二〇条～第二二条関係）

(2)　独立行政法人都市再生機構法の特例を設けることとした。（第二三条関係）

(3)　独立行政法人住宅金融支援機構の特例を設けることとした。（第二四条関係）

4　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

㈠　健康管理調査

(1)　福島県は、健康管理調査（被ばく放射線量の推計、子どもに対する甲状腺がんに関する検診その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。以下同じ。）をできることとした。（第二六条関係）